【解散の登記と株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記】

登記記録上，譲渡承認機関を明示している場合において，解散により当該明示された機関が存在しなくなったとき，例えば，「当会社の株式を譲渡により取得するには，取締役会の承認を要する。」と登記している株式会社が，解散したときは，譲渡制限株式の定めに関する定款の変更も併せて行い，株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記を申請する必要がある（小川等・通達準拠Ｐ81）。

ただし，登記実務上は，却下はしないものとして取り扱われている（松井・ハンドブックＰ510）。

これに対して，登記記録上，譲渡承認機関を明示していない場合（「当会社の株式を譲渡により取得するには，当会社の承認を要する。」と登記している場合）は，解散しても，当該変更の登記の義務は生じない（松井・ハンドブックＰ245）。

【公開会社でない株式会社が株式の譲渡制限に関する規定を廃止した場合】

公開会社でない株式会社が，株式の譲渡制限に関する規定を廃止したことにより公開会社となった場合には，取締役会等の設置義務が生じ，また，取締役等の任期が満了することになるため，これらに基づく登記も併せて申請する必要がある。

この場合は，機関設計の変更に係る登記を同時に申請しない限り，株式の譲渡制限に関する規定の廃止の登記の申請は，商業登記法 24 条９号により却下される（松井・ハンドブックＰ246）。

なお，公開会社でない株式会社が公開会社となる類型は，次のとおりである。

①　株式の譲渡制限に関する規定を廃止した場合

②　譲渡制限株式でない種類株式を発行する旨の定款の定めを設けた場合

（参考）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>明示型</td><td>包括型</td></tr>
<tr><td rowspan="2">前提</td><td>発行する種類株式</td><td colspan="2">Ａ種類株式，Ｂ種類株式</td></tr>
<tr><td>株式譲渡制限規定</td><td>当会社のＡ種類株式及びＢ種類株式を譲渡により取得するには，…の承認を要する。</td><td>当会社の株式を譲渡により取得するには，…の承認を要する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">発生事実</td><td colspan="2">非譲渡制限株式Ｃ種類株式の追加</td></tr>
<tr><td colspan="2">効　　果</td><td colspan="2">公開会社化</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">申請登記</td><td colspan="2">公開会社化したことによる機関・役員に関する登記</td></tr>
<tr><td></td><td>株式譲渡制限規定の変更の登記</td></tr>
</table>